



Title	近代英国農業の発達形態
Author(s)	林, 善茂
Citation	北海道大学農經會論叢, 15, 127-142
Issue Date	1959-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/10777
Type	bulletin (article)
File Information	15_p127-142.pdf



[Instructions for use](#)

近代英國農業の發達形態

林 善 茂

一

英國は近代に於て殆ど全く工業及び商業に集中するに至つたため、農業は經濟生活上比較的小さな役割を演ずるにすぎなくなつた。略々一七七〇年以降、英國は明白な穀物輸入国となつたが、それは急速に増加する人口を国内の可耕地によつて扶養することが、絶對的に不可能であることが知られるに至つたためである。しかしそれとともに、英國の農業は農業革命の勃發以来最高度に能率的になり、技術的進歩という点に於て英國は、もつぱら豊富な耕地面積によつて英國を圧倒したにすぎない世界の他の國々に対して、その範を示した。この時代の農業には、考察されなければならない三つの部面がある。第一は、英國における一エーカー当りの生産高を可能なかぎり高からしめたところの技術的進歩である。第二は農業組織の変化であつて、その主要な特徴は大規模な資本家的農場の發達であるが、その外に農業協同組合及び一方に於ては農業労働者の団体、他方に於ては農業者の団体がみられる。第三は國家の態度であつて、國家は農業の繁榮に対して切實な関心を示し、外國との激烈な競争による必然的な衰微を阻止すべく試みたことである(1)。

- (1) 本稿は一七六〇年ジョージ三世の即位以降、一九二九年世界大恐慌勃發に至るまでの期間を取扱う。大恐慌以降については別に稿を改めて概説する予定である。

二

すでに述べたところのタウンシエンド、タル及びベークウエルの先駆的業類は(1)、その後の農業史の全体に著しい影響を及ぼした。彼等

の刺戟的な影響によつて多数の新機械が発明され、そしてそれらがより進歩的な農業者によつて利用された。もちろんその後にも、また現在に於てすらなお、資本の不足や生米の保守主義のために、せつかくの新技術の利益にあずからぬ農業者もないわけではなかつたが、農業機械は五つの種類に分けることが出来る。第一は耕耘機である。一七八一年に新式の条播型が試作され、次いで一七八四年には播種機が発明され、更に洋犁、耙耨、除草機、条播機及び肥料撒布機の構造上の改良が数多くなされた。第二は收穫機である。一七八九年に改良刈取機が出現し、次いで一八一六年には乾草機が発明され、更に草刈機、耙機、自動束禾機、薯堀機について絶えず注意が払われた。第三は納屋機械である。根切機、藁切機、製粉機の構造上に大改良がなされた。第四は酪農機械であつて、特に最近の数十年間に於て、すばらしい進歩が攪拌機、分離機及び瓶詰装置の構造上に於てなされた。第五は家畜の取扱に關する機械であつて、その中には羊用の剪毛機や馬用の大鋏の如き器具が含まれる。多くの発明の原理に關する詳細は、ここで取扱うには余りに技術的にすぎるが、しかし工業機械の製作に於て学ばれた知識が、着々として農業にも応用されるに至つたことは、容易に知ることが出来る。

農業における動力の利用も、同様に大なる發展をなした。風力及び水力の精粉えの利用は古来からのものであるが、しかしそれは特定の場所に於てしか利用しえなかつたばかりでなく、その性質上あてにならぬものであつた。一七八九年に發展の第一歩が踏み出され、マイル（ $\frac{1}{2}$ ）によつて脱穀に水力が利用され、新式の脱穀機が発明された。次いで十九世紀の始めに蒸氣力が利用せられ、それは殊に納屋機械の運転に有益であつたが、特に收穫時には圃場に於ても使用された。それが始めて使用されたのは一八〇三年であるが、一般化したのは一八五三年以降のことである。しかし蒸氣力は馬力当りの蒸氣機関の重い目方のために、圃場における牽引目的には殆ど利用することができなかつた。更に一層不利なことは、必要な燃料を安備に且容易に獲得することが困難であつたことであつて、燃料は通常相當の遠距離から運搬してこなければならなかつた。このことが一九一〇年乃至一九二〇年に於て内燃機関が特に普及した理由である。石油又は軽油の機械は購入が安備であるばかりでなく、運転も安備で且便利であつた。それは納屋機械の運転ばかりでなく、耕耘や收穫にも利用することが出来た。たとえば内燃機関を用いると一日に二〇エーカーを刈取ることが出来るが、二組の聯畜で一日に一〇乃至一二エーカーを超えることは不可能であることが、すでに証明されている。しかし更に一層近時に於ては、電力が原動力として使用されるに至つた。それは石炭及び軽油が欠乏した第一次世界大戦中に特に普及したが、便利なものであるため、電力の供給が容易且豊富になるにと

もありません。多く利用されるに至つた。

更に一層重要なのは農業への化学の応用であつて、それは様々なかたちで土壌の肥沃度を増進した。それは実に一八四〇年以來のことであつて、同年フオン・リービッヒ(3)が大英協会(4)に於て読み上げた文章の中で、農業に対する態度はたんに経験的であるばかりでなく、真に科学的でなければならぬことを力説したのが、そもその始まりである。彼は穀物及び野菜の生理に関する若干の化学的特徴を明にした。そして彼の仕事はローズ(5)によつて承継され、ローズは化学者のギルバートの助力を得てローザムステッドに於て圃場試験を開始した。その後これら二人の先駆者達は、小麦、豆、蕪、大麦、クローバー並びに羊及び豚の飼育について研究を遂行した。人造肥料の利用に関する彼等の研究上の業績は、いかに高く評価しても評価しすぎることはない。すでに一八四二年に於て、彼等は磷酸塩を硫酸で処理すると過磷酸塩が出来るが、それは普通の磷酸塩よりも遙かに大なる肥料的効力を有するばかりでなく、その効果に於ても遙かに速であることを確認した。その当時に於ては骨粉が磷酸塩の主な種類であつたが、一八六〇年に天然カリの鉱床がシタスフルトに於て発見され、その鉱床から一、〇〇〇、〇〇〇トン以上の加里が一九一二年に産出された。その他の人造肥料としては、一八三五年頃からはじめて英国にもたらされたベルーのグワノ、チリーが現在年間二、〇〇〇、〇〇〇トンを生産する硝酸ナトリウム(一名智利硝石)及び硝安があるが、これらはいずれも一エーカー当りの生産物を相当の程度にまで増加した。人造肥料は一八五〇年にはすでに一般化した。その効力は小麦の生産高が一八四〇年には一エーカー当り二〇ブツシエルにすぎなかつたものが、一八七〇年には三〇ブツシエルに上昇したという事実によつて知ることが出来る。

最後に、それなしでは能率的な農業は全く不可能であつたであらうと考えられる。排水について述べなければならぬ。十七世紀には排水は畝、畦又は明渠によつて行われていたが、ブリス(6)は石をつめた溝の効能を示すことによつて一種の改良をもたらした。十八世紀にはエルキントン(7)が新しい方法を發明した。彼は水は粘土によつて阻止されるまでは隙間の多い土壌を通過して沈下するものであるということを知り、その結果粘土に穴をあけさえすれば水は最も近くの溝もしくは川に排水されるであらうことを示唆した。エルキントンの考案は広く一般に踏襲されたが、一八二三年に至るやデイーンストンのスマイス(8)は、たがいに接近した石をつめた平行な暗渠をすべての圃場に設置するという原理を採用し、その結果再びブリスの考案に復帰するに至つた。この新しい方法は広く採用されたが、しかし細

部の点についてはパークス⁽⁹⁾によつて修正せられ、彼はすべての水を残りなく排水するためには、ミスによつて三〇インチときめられた暗渠の深さは、四八インチでなければならないと主張した。困難なことは適当な且充分な分量の石を手に入れることであつたが、しかしこのことは一八四三年にリードの円筒形土管の発明のお蔭で克服され、爾来円筒形土管が著しく利用されるに至つた。排水はいまや完全に且普遍的に行われ、一八四八年以来政府によつて推賞されるに至つた。

- (1) 拙稿「近世英国農業の展開過程」(札幌短期大学論集第一号)参照。
- (2) Meikle
- (3) Justus von Liebig (1803—73) 独逸の化学者、植物生育を理化学及び生物学と正しく結びつけ、近代的農法組立の基礎をあたえた。Die Chemie in ihrer Anwendung auf Agrilkultur und Physiologie (1840) があつた。
- (4) British Association 科学の奨励を目的とする。
- (5) John Bennet Lawes (1814—1900) Joseph Henry Gilbert (1818—1911) と組んで Liebig の実験を補充するために五七年間(死ぬまで)圃場試験を行い、近代的施肥法確立の基礎をあたえた。
- (6) Blith. Improver Improved (1649) の著者。
- (7) Joseph Elkington 一七六四年に傾斜地の暗渠排水法を考案。
- (8) James Smith of Deanston その著 Remarks' Thorough Draining and Deep Ploughing (1831) は広く愛読された。
- (9) Josiah Parkes. Smith の浅溝排水に反対をとなえた。
- (10) John Read 円筒形土管の考案者

三

一七六〇年以来農業に導入された技術的改良は、当然農業組織に著しい変化をもたらした。一七九四年に至つてもなお、合計八、五〇〇の教区中四、五〇〇の教区に於ては、依然として中世の三圃式農法による共同耕作が営まれていた。このことは効果的な排水、四圃輪作、科学的肥料の使用及び機械の導入を不可能ならしめたばかりでなく、一つの地条から他の地条へ移動するのに莫大な量の時間が無駄に

費された。一七〇〇年に十八万人を数えたフリーホルダーすなわちヨーマンは、集団した農地を所有していたが、しかし彼等は極く最近まで必要な資本を持つていなかったばかりでなく、彼等の農場が通常新しい農法を真に有利に適用しうる程充分に大であつたかどうか、頗る疑わしいのである。不定期小作人(1)は小規模の農場と非常に僅かの資本しか持つていなかったばかりでなく、なんらの安定性をも持つていなかった。彼等はいつでも即座に解約されるおそれがあつたので、敢て改良を施こそうとはしなかつたが、これはもし彼等が立去らなければならない場合に改良の利益を失うばかりではなく、更に改良が地主をして小作料の引上を行わしめる結果となりかねなかつたためである。リーズホルダーでさえも彼等が受入れなければならなかつた短期の契約期限——一年というのが極く一般的であつた——のためにならそれ以上の安定性を有しなかつた。かくして二つの根本的な変革が必要であつた。大農場を創出するために三圃式農法は廃止されなければならず、また小作権の安定をもたすために長期の借地契約が容認されなければならなかつた。

(1) tenants at will

四

これらの変革をもたした十八世紀の囲込運動には、二つの注意すべき部面がある。——影響を受けた土地の種類及び囲込が遂行された方法の二つがこれである。それまで利用されていなかった多くの土地が囲込まれたが、——一七九三年には合計二、二〇〇万エーカーとはなかつた。次に耕作地が囲込まれることもあつた。もしそれが公正に行われたならば、各人はそれぞれの地条の代りに集団した農地を手に入れることが出来たはずであるが、しかし実際には多くの不正が行われた。最後に原野が囲込まれることもあつたが、これは彼等の少数の牛、羊、豚の放牧のために共有地に依存していた、貧乏なコッピ―ホルダーやコツターに非常な打撃をあたえた。囲込の遂行には二つの方法があつた。もし土地を保有するものの数が少く且彼等全体の意見が一致するならば、彼等は委員を招いて土地を再分配することが出来、その結果皆が満足することができた。これに反して、土地を保有するものの数が多い場合には、囲込について意見の一致を得ることはそれだけ困難であつて、囲込は通常小規模の貧しい土地保有者達によつて反対された。この場合には囲込法案が議会に於て通

過せしめられなければならなかつた。マナーの領主及び借地人の五分の四の同意が必要であり、またすべての土地保有者は法定費用の割前をそれぞれ負担しなければならなかつた。そしてもし法案が通過すれば、各人がその引渡した分散地条の代りに適正な地所を受取つたかどうかを確かめるために、多数の委員が任命された。

囲込の速度は著しきものがあつた。一七二〇年から一七五〇年までは、囲込法案の数は十年間毎にそれぞれ三三件、三三件及び三八件であつた。しかるにその後増加が始まつた。一七五〇年から一七九〇年に至る各十年間には、その数は一五六件、四二四件、六二四件及び二八七件に上つた。戦時中の故意で一七九〇年から一八一〇年の間には特別の増加がみられ、その件数は五六六件及び九〇六件と最高件数を示したが、一八一〇年から一八三〇年に至る各十年間には、その数は一七一件及び一八六件となつた。アーサーヤング⁽¹⁾はこの運動を支持したが、それが能率を目的としたものであることは疑いない。また囲込が不正な結果をもたらすであらうという、なんらの必然的な理由もなかつた。小規模の農業者もそれぞれ公平な持分を取得することができ、また新しい機械の購入のために協同の方法がとられるならば、新技術を採用することも出来る筈であつた。しかし実際には囲込法案は、自分自身の利益しか考へない富裕で且進歩的な人々によつて推進された。したがつて贖本を提出することができなかつた小規模のコツビーホルダーには一片の土地もあたえられなかつたし、異議の申立をする余裕のない貧乏な人々には極めて不公平な割当をあたえたり、或はたとえ正当な要求でもこれを無視するのが極めて一般的であつた。貧乏な人達に法定費用の割前として法外の金額を割当するということも稀ではなく、その金額を支払うために彼等の受取つた土地を処分せざるを得ないと云うことも屢々であつた。貧乏な農民はかように農業革命によつて打撃を蒙つたばかりではなく、同時に産業革命によつて打撃を受けた。工場制度は下請制度によつて運営されていた家内紡績や機械を全く不必要ならしめたので、不幸な貧乏人達は他の非常に重要な収入源をも剝奪されて、否応なしに故郷を捨てて都市に出でざるを得なかつたのである。

新しい農業制度が出現するや、フリーホルダーすなわちヨーマンすらもが競争することが不可能であることを知つて、もつぱら富裕な商人や実業家に土地を売却しがちであつたが、これらの商人や実業家は土地が彼等に政治的な力や社会的な名声だけではなく、その他に新技術の導入によつて地代として充分な利潤の見込をあたえるものであることを知つていた。かくして新しい農業組織が発生した。最上層は地主であつたが、彼はその土地の一部を自営地として利用することもあつたが、多くはその土地の大部分を貸出した。地主の下は借

地農業者であつた。彼は最新の技術を導入し得たので高額の地代を支払うことが出来たばかりでなく、その上すでに慣例となつた長期の借地契約によつて有利ならしめられた企業家であつた。最後は農業労働者であつたが、彼等は全然農地を所有せず、したがつて専ら他人の農場で日給もしくは週給で労働し、小さなそして多くは庭もない小屋に住んでいた。十九世紀の初頭までには、農業もまた工業と同様に、完全に資本主義化したのである。その結果は、英国農業の能率をすばらしく増進したという点に於てはプラスであつたが、一般的な困難をもたらしたこと及び英国が小農階級という最も健全な階級を失つたと云う点に於てはマイナスであつた。かくして土地の分配は全く不平等になつたが、これこそが英国に社会主義⁽²⁾と云つてもヨーロッパ大陸のそれとは異なるが——をもたらしたところの不平等の徒を勃興せしめた、そもその要因に外ならなかつた。

- (1) Arthur Young (1741—1820) 英国の農業著述家中もつとすぐれた一人で、英仏両国の視察旅行記はなかんづく著名である。進歩的農業を文筆をもつて鼓吹した。彼は不在主義、幼稚な耕作法、荒蕪地及占有地、小農制度に反対した。一七九三年農務局設立とともにその官房長に任ぜられたが、タウンシエンド等の主張はヤングによつて一層よく理解されるに至つた。
- (2) 英国の社会主義については、本誌第十四号所載の清水川繁雄「英国社会主義論考」を参照。

五

農業革命の諸変化はあらゆるその後の農業の歴史に基礎をあたえてたが、しかし当初の見込は達せられなかつた。英国の農業は現在まで引続き、また現在に至るも依然として、世界中で最も能率的であるが、それにもかからず国内で食糧を自給自足することが可能であるとは認められないのである。農業革命以前に於ては、農業は比較的能率的であつたが、英国は穀物を輸出することが出来た。農業革命後に於ては、農業は能率的になつたが、しかし同時に英国は製造工業に集中し且人口が予想外の大いさに増大したため、英国はその食糧を他国に依頼せざるを得なくなつた。一七七〇年から一七九〇年までは輸出と輸入は均衡していたが、しかし一八〇〇年以後英国は加速度的に穀物輸入国となつた。もつとも一八七五年頃までは、農業は完全に繁栄を続けていたが、しかしその頃から海外に於て処女地が

開墾されはじめた。たとえば、一八七五年から一八九四年までの間にアメリカ合衆国だけでも二、四〇〇万エーカーの土地が新に開墾せられ、更に同様の発展がカナダ、南アメリカ、オーストラリア及びニュージーランドに於てなされた。これら諸国の農業は決して英国の農業の様には能率的ではなかつたが、可耕地が非常に安価で且非常に豊富であつたため、英国の穀物栽培者は殆んど競争し得る見込はなかつた。

牛及び羊の飼養は、人口の量のお蔭で新鮮な肉及び新鮮な牛乳に対して恒常的な需要があつたというだけの理由で、それ程ひどい打撃を受けなかつた。しかしこの種の農業部門ですら幾分か被害を蒙つたが、それは一八七九年以来、冷凍の発明がオーストラリアやニュージーランドから莫大な量の優良な冷凍肉を輸送することを可能ならしめたためであつて、冷凍肉は国内産の新鮮な肉よりも遙かに安価であるため、中流以下の階級に於て需要が多かつた。他方穀物栽培における慢性的不況が、より多くの関心を他の種類の農業、たとえば野菜の栽培特に馬鈴薯や果実のそれに向わしめる結果となつた。また甜菜が新に導入された。しかしこれらの方面に於て若干の成功が示されたにもかかわらず、英国の農村地方における経済状態は決して満足のものではなかつた。その明白な結果は農村人口の減少であつた。連合王国における農業人口は、一八七一年に一、二六九、三七一人であつたものが一九一三年には九五一、六七四人に低下し、殆ど饑饉の危機にあつた戦時中には一時的増加がみられたが、その後は依然として減少が続いているのである。

しかしながら英国の農業者は農業革命の当時から現在にいたるまで、いまだかつて非能率的であつたことはなく、したがつて農業の衰微は殆ど彼等の責任ではあり得なかつた。英国の農業者は最新の技術を利用したばかりでなく、自分の技術を秘密にするという誤りも犯さなかつた。農業者自身によつて創立された各種の展示会は、その国が工業的であるにもかかわらず、英国の社会の一特色となつた。最初の展示会はバース及び西部英国協会(1)によつて、一七七七年に開催されたが、次いで一七八四年にはハイランド協会(2)が創立された。スミスフィールド倶楽部(3)は純粋に家畜だけに關するものであつたが、一七九八年に創立された。国内各地に於て小さな展示会がこれらと併行して発生して、非常に有益な普及事業をなし、又一八三八年には一大発展が行われ、第一回の全国展示会がオックスフォードで開催された。それ以来毎年一回開催される全国的及び地方的展示会、たとえば王立ヨークンヤ展示会(4)の如きものが、確乎として設立された。概して云えば、英国の農業者の卓越せる畜産及び酪農には特別の注意が払われているが、しかしいかなる農業部門も無視されてはいない。展示会の特有の価値は、それが公衆に働きかけて需要を増進すること、及び技術關係の知識を拡めて英国の農業を更に一

層能率のならしめるのに役立つことである。もつともそれは英国を偉大な農業国たらしめる上には殆ど影響がなかつたが、——おそらく英国は元來その様な地位には適さぬのであろう——唯一の偉大な効果は受賞した家畜が海外の家畜の品種を改良するために輸出されたことである。

- (1) Bath and West of England Society. Bath は Somerset 州の都会。
- (2) Highland Society. Highland は Scotland の高地方。
- (3) Smithfield Club. Smithfield は London の肉市場。
- (4) National Show

六

農業の機構が資本主義的になつた以上、英国の農村に組合が発生したとしても、おそらく自然であろう。その発達は次の如き事情によつておくれた。第一は、農業労働者は工場内の工業労働者の様に集団せずに分散していること。第二は農業労働者は概して都市労働者程には進歩的でないことである。しかし一八七二年に、農業労働者組合がアーチーによつて設立された。その目的は、賃銀を引上げること、労働時間を短縮すること及びそれまで全く濫用されていたらしい現物給与の廃止がそれであつた。その時代の普通の労働組合とは異り、農業労働者組合は更に社会的及び政治的改革を要求した。第一の効果は賃銀が引上げられたこと及び農業労働者に特権をあたえた一八八四年の改正法案に關して、組合が若干の約束を取結ぶことが出来たことである。しかし組合の成功は東の間であつて、主として内部の紛争によつて殆どその勢力を喪失したあげく、一八九四年に組合は廃止されるに至つた。しかしながら、それは農業労働者の組合運動の終りではなかつた。農業労働者を保護する仕事は全国農業労働者組合(2)及び労働者組合(3)の二つの組織によつて取上げられ、これらはいずれも今世紀に於て政府との交渉に於て重要な役割を演じている。更に農業労働者の組合は当然に農業者の組合を必要ならしめたが、その発達は当時やおくれていた。一九〇八年に全国農業者組合(4)が成立したが、しかしそれは農業者が政府との交渉において一つの組織によつて代表される必要があつた一九一七年に至るまでは、強力なものではなかつた。

主として英国における個人主義の伝統によつて、農業界に於てはそれまで協同組合は殆ど発達をみなかつたが、しかし今世紀にいたるや若干の発展がみられた。英国の農業者の間には二種類の協同組合が存在する。一方に於て彼等は、中間商人を排除して機械や肥料を有利な値段で購入できるようにするために、消費者として協同している。他方に於て彼等は、劇甚な競争を排除してバターや卵や肉のような農場生産物のために有利な市場を確保するために、生産者として協同している。一九〇一年に最初の偉大な一步が踏み出され、農業組織協会が啓蒙運動を行うために設立せられ、その機能が一九二四年に全国農業者組合に引継がれるまで、有益な事業をなした。農業者間における協同組合の発達は、次の如き統計によつて判断することが出来る。一九〇一年には三組合で組合員合計五一七人にすぎなかつたものが、一九二〇年には一、五五八組合で二十万人の農業者をその傘下におさめ、更に一九二四年にはその数は一、六三一組合、組合員数二九八、四〇一人となつた。当時英国の農業はいかにしても繁栄しているとは云えなかつたが、しかしその組織を真に科学的たらしめるためにたゞざる努力が払われ、特に協同組合による合理的販売計画が漸次普及される傾向にあつた。(6)

- (1) Joseph Arch (1826—1919) イギリスの社会運動家。農業労働者出身でその組織に努力し、一八七二年 Agricultural Labourers' Union の結成に成功した。
- (2) National Union of Agricultural Labourers
- (3) Workers' Union
- (4) National Farmers Union
- (5) Agricultural Organisation Society
- (6) その結果が一九三一年の Agricultural Marketing Act となつた。

七

近代を通じて国家は農業と非常に密接な関係を有しているが、これは英国が自給自足の国たることは望み得ないが、如何なる他の単一産業におけるよりも、農業により多くの国民が就業しているためである。国家が関与した最初の問題は穀物法であつて、それは中世紀以来の長い歴史の後に、自由貿易思想の発達によつて、次第に終末に近づきつつあつた。一七七三年のブルック法(1)は、英国の穀物が一ク

オーター四八シリング以上の場合に、外国穀物の輸入を許可した。しかし一七九一年には更に別の改正がなされた。国内価格が五〇シリングを超過した場合には名目だけの輸入税が課せられ、また国内価格が五〇シリング以下の場合には、外国穀物の輸入は全面的に禁止され、更に国内価格が四四シリング以下に下つた場合には、輸出に対して五シリングの補助金があたえられることになつた。英仏戦争の時代を通じて、英国の農業は極めて繁栄の状態にあつた。ヨーロッパ大陸の穀物畑は軍隊によつて散々に荒され、英国はその侵害からまぬがれた。かくして農産物価格とともに地代が昂騰したが、一八一五年に平和が訪れて外国の競争が再開されるや、国内の借地農業者は高額の地代を支払わなければならないことによつて、破滅に瀕した。その結果が一八一五年の穀物法であつて、それは英国の穀物が一クオーター八〇シリングという非常に高い値段に達するまで、外国穀物の輸入を禁止した。

これは最悪の種類の頽廢したマーカンチリズムであつた。英国の地主が損害を蒙らない様にするために、すべての国民が食糧に対して高い値段を支払わなければならなかつたが、一八一五年から一八二二年にいたる時期はちよつと産業不振の時期であつたために、相当の反感を喚び起した。しかし一八二二年には多少の変更が加えられ、国内価格が一クオーター七〇シリング以上の場合には、外国穀物の自由輸入が許可された。しかしこれは決して充分なものではなかつたので、一八二八年には従価計算の原則が採用された。輸入税は国内価格とともに変動することとなつた。英国の穀物が六四シリングの時には二三シリングが課税せられ、国内価格が六九シリングの時は一六シリング八ペンス、国内価格が七三シリング及びそれ以上の時は一シリングという名目ばかりの税金が課せられることになつた。しかるに一八三九年に穀物法反対同盟がマンチェスターにコブデン(Cobden)及びブライト(Bright)によつて設立せられ、彼等は公的には安価な食糧の国民一般に対する利益を強調したが、個人的には安価な食糧は低賃銀をもたらすことを指適することによつて工場主達を説得した。最初の成果は一八四二年に従価計算の原則が拡張されたことであるが、次いで一八四六年にはアイルランドの饑饉のお蔭で、ピール(Pierce)は穀物法を廃止することに同意せしめられた。しかしながらなお、国内価格が四八シリングの時に一〇シリングの税金が課せられたが、その税額は価格の上昇とともに低められた。一八四九年にはこの様な過程が完成して、一シリングという名目的な税金が課せられることになつたが、更に一八六〇年の関税法(6)はかかる時代おくれのマーカンチリズムの痕跡そのものを除去するに至つた。

(1) Bunk's Act.

- (2) Anti-Corn Law League
- (3) Richard Cobden (1804—65) イギリスの政治家。反穀物法運動の指導者。一八三八年マンチエスターの Anti-Corn Law Association に参加して、これを全国的な Anti-Corn Law League に発展させ、Bright と共に穀物法廃止運動に挺身した。
- (4) John Bright (1816—89) イギリスの政治家。一八三五年頃 Cobden と知合い、反穀物法同盟に参加、以来 Cobden とともに穀物法撤廃運動の指導的立場にあつた。
- (5) Sir Robert Peel (1785—1850) イギリスの政治家。トリイ党に所属し、ウエリントン内閣の内相として民主主義運動の高揚に対応して警察力を強化するために警視庁を設置したが、一八四六年穀物法廃止法を提案して穀物法の廃止を強行した。
- (6) Customs Duty Act

八

十九世紀には國家は自由放任主義の原則のために、農業について余り広範圍にわたつて干渉しなかつたが、しかし大多數の農業人口が土地所有から分離されるという國民的危機を無視することはできなかつた。ヨークシャの西区、ランカシャ、デボン及びコンウォールだけに小農が残つていたにすぎないが、大規模の資本家的農場の影響を緩和するために、小保有地及び分貸地を維持しようとする運動が始まつた。この二つのものの区別は、明確にされなければならない。小保有地は一家族を扶養するのに充分な大きさのものであるが、臨時的な外部からの援助以上のものを必要とする程に大であつてはならない。分貸地は五分の一エーカーから五エーカーに至るまでその大いさを異にするが、その目的は専ら保有者の収入を増大すること及び國家の富を増加することにあつた。小保有地は最初は一八四五年に設立された國民土地会社(1)という民間会社によつて始められたが、しかし三年間に九万ポンドが出資されたにもかかわらず、その計画が真に実行しうるものかどうか判明しなかつた。國家もまたその問題を取上げたが格別の成功をおさめるに至らず、したがつて一八九二年に小保有地法(2)が制定されるまでは本格的に着手されるに至らなかつたが、同法によつて州參事会(3)は据置払の方法で貸付たり売却したりすることの出来る小保有地を購入する権限をあたえられたが、これは強制的なものではなかつた。次いで一九〇五年に小保有地及び分貸地法(4)が可決されたが、これは農務局(5)に小保有地に対する各地方の需要を確定するための委員会を任命し、更に州參事会に命じて委

員会の勧告を実施せしめる権限を賦与した。

この法令の結果として、一四、〇〇〇人の小農が実際に土地に定着し、一七、五二九エーカーが小保有地として引渡された。しかしながら第一次世界大戦の開戦前までは、この問題は純粹に地方的なものに止つていた。大戦中における饑饉の脅威によつて、大なる刺戟が分貸地の創設に対してあたえられた。一九一六年乃至一七年における国土防衛法⁽⁶⁾によつて、地方庁は分貸地にする土地を購入する権限をあたえられ、その結果一九二〇年には一、三三〇、〇〇〇人以上の分貸地保有者が七億ポンドに相当する生産物を年々産出するに至つた。戦争の末期に至つて、小保有地を退役軍人に簡単な条件であたえるために、一九一八年の小保有地法が可決され、合計一六、五〇〇人が総面積二五六、〇〇〇エーカーの土地に定着せしめられた。生憎土地が土地價格の甚しく騰貴した一九一九年乃至一九二〇年の俄景氣に購入されたため、この計画の費用は一、〇〇〇万ポンドにもぼつた。しかも退役軍人は一般に農業に經驗を有せず、したがつて彼等の農場を競争的方法で經營することが出来なかつたために、この計画の成功は部分的なものにすぎなかつた。また一九二〇年以來分貸地の数の減少が認められるが、これは主として建築目的のための土地需要にもとづくものであつた。たとえば一九二三年には、分貸地の数は一、一九〇、〇〇〇に減少し、また一九二五年にはその数は一、一七〇、〇〇〇となり、更に一九二五年には一、一〇六、〇〇〇となつた。分貸地は小保有地よりもはるかに成功していたから、かかる減少は生憎であつたが、しかしその減少が一九二七年に停止したことは非常に幸なことであつた。(7)

- (1) National Land Company
- (2) Small Holding Act. Small Holdings については山口哲夫訳「英國の小農地制度」を參照。
- (3) council county
- (4) Small Holdings and Allotments Act
- (5) Board of Agriculture
- (6) Defence of the Realm Act
- (7) 小農場の經濟的意義 (Hermann Levy: Large and Small Holding, a Study of English Agricultural Economics, 1911. が最も詳細である。(邦訳「山口哲夫」英國農業經營の展開)

九

農業の能率を増進するために、国家はこの時代を通じて非常な努力を払った。一七九三年にすべての農業者に有益な知識を普及するために農務局が設立され、爾来それが一八二二年に廃止されるに至るまで有益な仕事をなしつつづけた。国家はより科学的な農法の導入に好意を寄せ、したがってむろん困込運動に全面的に賛成した。更に一八四〇年以來、国家は農業への科学の応用に対して精神的な支持をあたえたが、しかし当分の間は自由放任主義の思想によつて積極的な干渉を妨げられた。しかし一八八三年に農務部⁽¹⁾が、一八六三年に設立された枢密院⁽²⁾の獣医部⁽³⁾から独立し、次いで農務局として一八八九年に農業及び農業上の研究のために一年に五、〇〇〇ポンドを支出する権限を与えられた。一九〇九年には同じ方向に一層大なる発展が行われ、二〇〇万ポンドの議会補助金が農業上の研究のために設定された。補助金の使用法は適切なものであつた。新しい研究所を設立する代りに、すでに前々から積極的に自己の費用で実験を行つていたケンブリッジ、オックスフォード、ロンドン大学の如き各種の研究機関に、これらの補助金があたえられた。最初の期待以上の成果が上り、農学士の制度は能率的に教育された多数の人々が英国の農業に従事することを可能ならしめた。更に世界大戦中には、潜水艦が饑餓の脅威を非常にさしせまつたものにしたので、政府は穀物に対して価格の保証を行い、更に一九二〇年乃至二一年には穀物生産者に対して補助金があたえられた。この様な人為的な刺戟は、理論的立場からは全面的に感心すべきものではないにしても、穀物耕作面積を三〇〇万エーカー——一九一四年に比べて略々五〇%の増加——に増加するという非常によい影響をあたえた。

- (1) Agricultural Department
- (2) Privy Council
- (3) Veterinary Department

十

最後に、国家は農業労賃の問題に注意を払うことが必要であることを認めた。一七一九年にその第一歩が踏み出され、農業者に価格を

保証した穀物生産法が、同時に農業労働者に最低賃銀を保証した。農業賃銀庁⁽¹⁾がその地方の最低賃銀を設定する地方委員会とともに設立された。一九二〇年の法律によつて、重要な条項は再び制定されたが、しかし一九二一年の穀物生産廃止法⁽²⁾は、農業賃銀庁も最低賃銀も共に廃止した。調停委員会⁽³⁾が地方賃銀を調整するために設立されたが、しかしその決定はなら法律的功效を有しなかつた。しかしながら一九二四年の農業賃銀調整法⁽⁴⁾によつて、最低賃銀への復帰がなされた。中央賃銀庁⁽⁵⁾が賃銀決定の権限をあたえられた地方委員会とともに創設せられ、その機構は現在に及んでいる。最低賃銀制度の基本原理は、農業は不振な産業ではあるが国内における最も重要な産業の一つであること、及びすべての人々が公正な分配を得ることが必要であること、特に農業労働者は彼等自身にとつて満足のかく賃銀を要求しうる程充分によく組織されていないこと、等にあつたことは明である。⁽⁶⁾

- (1) Agricultural Wages Board
- (2) Corn Production Repeal Act
- (3) Conciliation Committees
- (4) Agricultural Wages Regulation Act
- (5) Central Wages Board
- (6) しかし第二次世界大戦が勃発するまで農業労賃の上昇はみられなかつた。(オーウイン・イギリス農業発達史・三沢嶽郎訳二三元頁)

十一

農業技術の進歩にもかかわらず、また国家の援助にもかかわらず、英国農業を真に安定した基礎の上に据えることは出来なかつた。連合王国における小麦の作付面積は一九二〇年の三〇〇万エーカーから一九二六年の一六四万六千エーカーこの数字は一九一〇年のそれよりも僅かに少いに減少した。農村人口の減少は依然として続いていた。一七〇〇年には国内の農業人口は全人口の六六%をしめていたが、一九〇〇年には農業人口は二二%に減少し、更に一九三〇年代には一〇%に著減した。僅かに繁栄せる農業部面は牛及び羊の飼養と果樹蔬菜の栽培にすぎず、したがつて食糧の大部分について英国はますます多く海外に依存せざるを得なくなつた。英国は食糧の自給自足を望むことはできなくなつた。それは英国が工業に集中するために支払われなければならない当然の代償であつたが、しかし英国は孤

立した島国であるため戦時における饑饉の脅威にたえずさらされていることを思えば、それは非常に高価な代償であつた。一九三二年以来自由貿易政策が放棄され、関税、輸入割当、補助金及び価格統制など農業に対する全面的保護政策が実施されるに至つたが、(1)一九三九年第二次世界大戦の勃発当時における英国の食糧自給力は、必要量の漸く三分の一を満たし得るにすぎなかつた。戦時には国内食糧生産の驚異的躍進がみられたが、依然必要量の略々二分の一を自給しえにすぎず(2)、したがつて戦時中はもちろん戦後十年を経た一九五四年まで前後十五年間にわたつて、英国は嚴重な食糧管理制度を実施せざるを得なかつたのである。(3)

- (1) 農林大臣官房調査課「英国の農業」三七頁
- (2) スタンプ・イギリスの国土利用(椎名重明訳)八八頁
- (3) 戦後のそれは貿易收支上から海外農産物の輸入が極力抑制されたためである。(G. D. H. Cole: Introduction of Economic History 1750—1950 P. 154)